

平成 21 年度政策評価書(事後評価)

担当部局：消費者庁企画課

個人情報保護推進室

評価実施時期：平成 22 年 8 月

政策分野：消費者政策

施策	個人情報保護に関する施策の推進
基本目標	個人情報保護に関する施策の推進により、個人の権利利益を保護し、国民が安心して I C T（情報通信技術）の利便を享受できる社会の実現を目指す。
評価方式	実績評価方式

1 施策の概要

(1) 施策の背景・必要性

「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）は、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とし、誰もが安心して高度情報通信社会の便益を享受するための制度的基盤として、平成 15 年 5 月に公布され、平成 17 年 4 月に全面施行された。

個人の権利利益を保護し、国民が安心して I C T（情報通信技術）の利便を享受できる社会の実現のため、行政が個人情報保護に関する施策を推進する必要がある。

(2) 施策の概要

「個人情報の保護に関する法律」の円滑な遂行のため、関係行政機関、地方公共団体と密接に連携しつつ、法制度の普及・定着を図るとともに、個人情報保護法制の国際的な協調を図り、我が国の制度について国際的な理解を深めるための取組を実施。

(3) 施策の予算額

(単位：百万円)

主な施策	平成 21 年度
個人情報保護に関する施策の推進	61

(4) 関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）

2 政策評価の結果

(1) 目標の達成状況

指標	目標値	21 年度	達成度
個人情報保護制度に対する理解・浸透の向上 【参考指標】 ・パンフレット配布部数 ・法の施行状況に関する報告のとりまとめ、概要の公表、配布 ・説明会・講演会の参加者数 ・説明会・講演会のアンケートの肯定的な評価の割合	法制度の理解・浸透の向上	・10 万部配布 ・11 月公表 3000 部配布 ・約 3,300 人 ・87%	C : 達成に向けて進展があった
国際会議等における報告数・配布数	出席会議の 3 割以上	・出席会議の 5 割 (平成 21 年度に出席した 4 件の国際会議等の中で、2 件の報告・資料配布等を行った。)	C : 達成に向けて進展があった

(2) 目標の達成状況の分析

個人情報保護制度に対する理解・浸透の向上を図るために、パンフレットの配布、法の施行状況（平成 20 年度）の概要の公表・配布、個人情報保護法説明会の開催を行った。パンフレットについては 10 万部印刷し、地方自治体や消費者センター等に配布したところ、非常に分かりやすいと好評で、追加で配布して欲しいという要望が多方面からあった。配布可能部数を超える要望があったが、HP からパンフレットを印刷していただくなど冊子の印刷費用の削減に努めた。法の施行状況（平成 20 年度）の概要の配布も同様に効率的に行った。

個人情報保護法説明会は、平成 21 年度においては 13 都道府県で開催した。消費者庁が各種の資料を用いて、法に関する説明や疑問への回答を行うことにより、参加者が個人情報保護法の正しい解釈を直接確認でき、個人情報保護制度の円滑な遂行に大きく貢献している。説明会の参加者に対して行ったアンケートでは「有益であった」「まあ有益であった」との回答割合が 87%となるなど、一定の成果を上げている。

また、平成 21 年度の国際会議等において、日本の個人情報保護制度についての報告、日本の取組状況の報告を行い、我が国の法制度について国際的な理解を深めてもらうことができた。

(3) 総合的な評価

個人情報保護法制の普及・定着を図るため、各種媒体を用いてきめ細かな対応を実施し、また積極的に国際会議等へ出席し、報告や各国との意見交換を行うなど、施策の目

標に照らし達成に向けて進展があった。

3 課題と今後の取組方針

(1) 政策全体の課題と今後の取組方針

個人情報保護法は、全面施行後5年余りを経過したところであるが、法の誤解に基づく個人情報の取扱いに対する苦情・問い合わせは依然として多くある。また、新たな「消費者基本計画」(平成22年3月30日閣議決定)において、「個人情報保護法については、消費者委員会における法改正も視野に入れた問題点についての審議を踏まえ検討」することとされている。

これらの動きを踏まえながら、消費者庁において引き続き、法の趣旨の正しい解釈の周知・徹底の対応、国際的な理解を深めるための取組等を行っていく。

(2) 主な施策の課題と今後の取組方針

課題	今後の取組方針	
・依然として、個人情報保護法に対する誤解が一部に見られることから、引き続き、個人情報保護制度に対する理解・浸透の向上を図る。	見直し・改善の方向性	個人情報保護法説明会の内容面でのさらなる充実をはかる。
	予算要求	現行予算を継続。

4 有識者の意見等

「個人情報保護法広報研究会」(平成21年5月～8月開催)において、個人情報保護制度の普及・啓発について、委員より以下のようなご意見を伺った。

- ・説明会などで、法を所管している消費者庁から、説明や解説をきくことは参加者にとって有意義である。
- ・消費者庁が作成した広報資料や説明会で行った法解釈は、地方公共団体においてホームページに掲載したり、広報誌に載せるなど様々に活用することができる。

(参考) 達成目標の設定の考え方

達成目標	設定の考え方
・個人情報保護制度に対する理解・浸透の向上 【参考指標】 ・パンフレット配布部数 ・法の施行状況に関する報告のとりまとめ、概要の公表、配布 ・説明会・講演会の参加者数 ・説明会・講演会のアンケートの肯定的な評価の割合	個人情報保護の問題に対する事業者及び国民の意識・関心が高まると共に、制度に関する正しい理解が浸透することが重要であるため、目標として設定した。
・国際会議等における報告数・配布数：出席会議の3割以上	会合に定期的に参加し、積極的に発言や資料の配布を行うことにより、他の加盟国と

	<p>の関係構築が図られ、我が国の個人情報保護制度について国際的な理解が得られるため、目標として設定した。</p>
--	---